

# 増加する日本の外国人労働者だが、将来は？

## ◆日本の外国人労働者数は初の200万人超え

日本で働く外国人労働者は、2023年10月の時点で2,048,675人となり、初めて200万人を超えたと、厚生労働省が24年1月に発表した。事業主に対して届出が義務化された07年以降、最も多くなった。外国人を雇用する事業所数も318,775所で前年比19,985所増加し、過去最高を更新した。産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く55.2万人で、全体の27.0%を占める。

図1 産業別外国人労働者数の推移



図2 在留資格別外国人労働者の割合

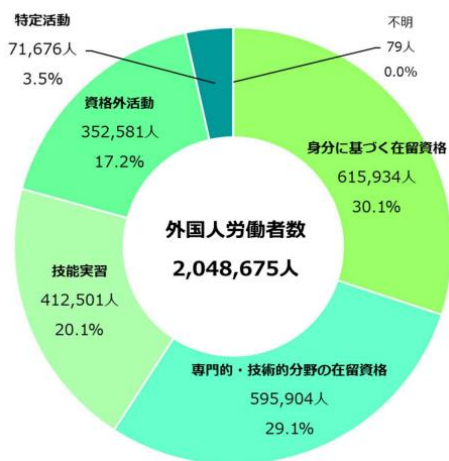
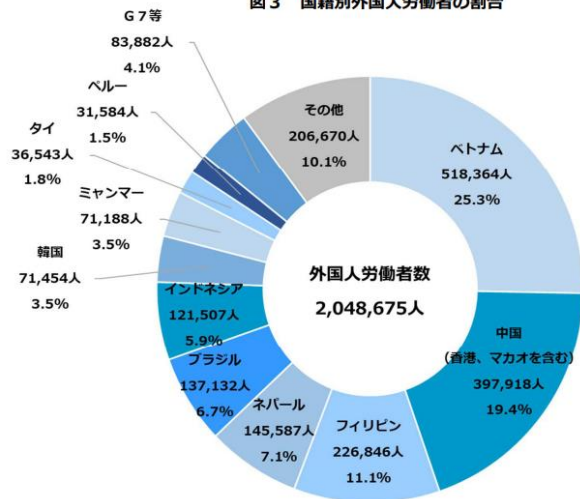


図3 国籍別外国人労働者の割合



出典 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が対前年増加率として最も大きく24.2%増の595,904人、次いで「技能実習」前年比20.2%増で412,501人となっている。なお、「身分に基づく在留資格」が615,934人で人数としては最も多いが、これには「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」が含まれる。今回最も増加率が多かった「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」「芸術」「報道」「高度専門職」「法律・会計業務」「医療」「研究」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「介護」などが含まれる。

国籍別では、ベトナムが最も多く518,364人（全体の25.3%）、次いで中国397,918人（19.4%）、フィリピン226,846人（11.1%）の順となっている。対前年増加率が大きいのは、インドネシアで56.0%増、ミャンマー49.9%増、ネパール23.2%増となっている。

### ◆ベトナム人やインドネシア人はいつまで日本に来てくれるのか

23年の国連の人口推計によると、インドネシアの人口は、世界4位の約2億7753万で、さらに増加傾向にある。フィリピンは僅差で日本に次ぐ13位、ベトナムは16位ですぐ1億人に手が届きそうな勢いだ。こうした国では若年層の働き手が多く、語学や資格を習得して海外での就職を希望する者も少なくない。

では、いつまでも日本にそうしたアジアからの労働力を見込めるかという点、将来的には疑問だ。現状の円安の問題だけではなく、他国との有能な人材の取り合いが始まっているからだ。少し前から、韓国との競合が報じられてきたが、ここへきて欧州の国もアジアの労働力獲得へ本腰を入れ始めた。

### ◆ドイツは、大臣から大統領までもが現地を訪問して人材獲得へアピール

23年9月、ドイツ語教育機関ゲーテ・インスティトゥート（以下ゲーテ）は、大阪・ボルドー・トリノなどの拠点の閉館を発表した。世界的な再編の一環で、専門知識を有する労働力獲得や地政学的観点から、中東欧やグローバルサウスに注力する。ゲーテは、ドイツ外務省が支援する機関で国の意向が反映される。

24年1月、シュタインマイヤー大統領はハイル労働大臣とともに、ベトナムを訪問し、ゲーテで若いベトナム人看護研修生によるデモンストレーションに参加した。ハノイのゲーテでは6千人がドイツ語を学んでおり、その7倍の人数がドイ

ツでの職業訓練や留学の資格を得る語学試験に登録している。

同じ1月に、ベアボック外務大臣はフィリピンを、シュルツェ経済協力・開発大臣はモロッコを訪れ、雇用獲得のアピールを行っている。ハイル労働大臣はベトナム訪問の前にブラジル、インド、ケニアも訪問している。ハイル大臣は「外国からの労働者なしではドイツの繁栄を確保できない」と述べている。大臣から大統領まで本気で国外からの労働力の獲得に力を注いでいるのがわかる。

研究によれば、2060年までを想定すると、ドイツでは毎年約40万人の労働力受け入れが必要だと推計される。60年前にも当時の西ドイツは、深刻な労働力不足を背景に、イタリアやトルコなどと移民労働者協定を結び、年間約30万人の外国人労働者を受け入れた。それを上回る人数だ。さらに、当時は主に工場などの労働者が求められていたが、現在不足しているのは、高度な資格を持つ専門家や、看護、ホテル・飲食業などのサービス業の人材だ。また、以前は外国人労働者を「ガスト・アルバイター（お客さん労働者）」と位置付け、いずれ帰国するという前提の元に、ドイツ語教育を始めドイツ社会への適合を軽視したため、後にドイツ社会になじめないトルコ人コミュニティが発生し、現在まで問題が続いている。このため、今回は、政府も事前のドイツ語教育や資格取得を重視している。

### ◆ドイツは法改正も進めて外国人労働者への魅力を高める、日本は勝てるか

ドイツでは人材獲得のための法改正も進めている。23年11月18日から段階的に規則を変更し、年収要件の緩和、対象職種の拡大など、外国人技能労働者の就労のハードルを下げる。語学力や職業経験などによるポイント制を導入し、条件を満たせば、手続きが簡素化される。厳格な条件を課していた二重国籍取得の緩和も検討されている。最短3年でドイツ国籍を追加取得できる可能性がでてきた。

ベトナム人看護職員をドイツへ紹介しているTYアカデミーのグエン氏は、「多くのベトナム人が移住しているが、限られた期間しか働くことが許可されていない日本と比べ、ドイツは現在、長期的な視点を持っている」と語る。同機関は、ホテルや飲食業、製造業にも人材を斡旋している。日本と比べるとまだ規模は小さいが、ドイツには20万人のベトナム人が暮らしている。将来的には条件が良いドイツに人材が流れる可能性がある。日本も技能実習制度の見直しなどを進めているが、優秀な外国人材獲得競争にどう挑むのか決断が迫られる。【赤山英子】